

墨田区のお知らせ

2023年
(令和5年) 1/21ひと、つながる。
墨田区

すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2面…住民税等
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割・個人事業税の申告等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

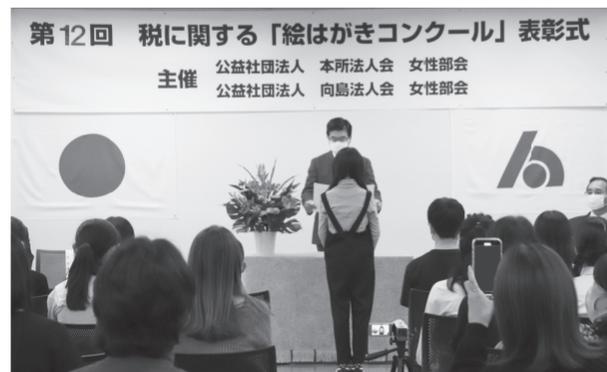
ご注意ください

以下の情報は1月10日時点のものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容が変更または中止となる場合があります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。

特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(水)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(金)です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、今年の申告には、ぜひ、郵送やインターネットをご利用ください。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



税に関する「絵はがきコンクール」表彰式

住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月27日**に発送します。ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、ぜひ、**郵送での申告にご協力ください**。直接提出する場合は下記および2面に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

直接提出する場合

申告会場での混雑の回避および待ち時間の短縮、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2面に掲載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)での申告受け付けには事前予約が必要です。なお、区役所会議室21(2階)での申告受け付け期間は2月16日(木)～3月15日(水)です。

区役所会議室21(2階)での申告を希望する方は、2月1日から希望日の前日までに日時を予約したうえで、お越しください。

◆区役所会議室21(2階)での申告の予約～当日の受け付け方法



予約専用番号☎050-3146-3985に電話します。
自動音声の案内に従い、入力してください。



そのまま電話で予約するか、インターネットで予約するかを選択してください。



電話で予約

自動音声の案内に従い、予約してください。予約には、電話番号のみ必要です(住所・氏名等は不要)。



インターネットで予約

スマートフォンに、ショートメッセージでURLが送信されます。そのURLから予約してください。予約には、電話番号のみ必要です(住所・氏名等は不要)。



予約内容の確認・変更・削除をする場合は、お掛けになった電話から再度予約専用番号にお掛けください。



予約時間の5分前に、区役所会議室21(2階)にお越しください。職員が順番にご案内します。予約時に利用した電話番号で予約の確認をします。



住民税の申告についての詳細は2面へ

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひ、**自宅からのe-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

◆申告書の作成～提出方法

1 申告書を作成します。

国税庁のホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続

確定申告



で検索

または

スマートフォン等で
コードを読み取り接続

- ▶画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力
- ▶自宅からマイナンバーカードとスマートフォンでe-Tax

2 申告書を提出します。

●e-Taxで送信して提出

マイナンバーカード方式

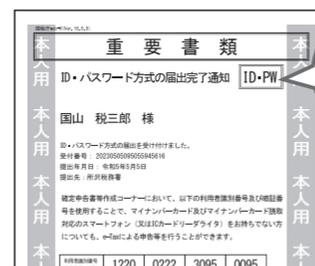
ICカードリーダーがなくても、パソコンの画面に表示された二次元コードをスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます。



ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。なおID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ID・PW
が目印

●印刷して郵送で提出する場合

[送付先]東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ



フェイスブック



ツイッター



インスタグラム



ユーチューブ



☎ = 電話 FAX = ファクス ☒ = Eメール

📍 = ホームページアドレス



住民税の申告対象者・期間・場所など

[申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方▶前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶給与や公的年金収入のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある方
 *所得税の確定申告をする方は、住民税の申告は不要 ▶前年中に収入がなかった方 *申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 *被扶養者は原則申告不要(申告が必要な場合もあり)
 ▶区内に事務所または事業所を所有している方で墨田区に住民登録がない方

[申告期間・申告場所] 右表のとおり

[申告に必要なもの]▶住民税申告書 ▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書▶控除を受けるための書類(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)▶本人確認書類(マイナンバーカード等)

●住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力することで、住民税の申告書の作成や、住民税額や所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区ホームページから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税申告書は、印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。



[送付先] 〒130-8648 税務課課税係

●申告の際の注意事項

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみでの添付では控除の適用ができません)。

「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載します。明細書の様式は区ホームページから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付することで、明細書の記入を省略できます。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)については、区ホームページをご覧ください。



ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで、申告せずに住民税の寄附金税額控除が適用されます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例を申請していても控除は適用されません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。

令和5年度から適用される住民税の主な改正点

1 住宅ローン控除の適用期限の延長等

住宅ローン控除の適用期間が4年間延長されました(7年12月31日までに入居した方が対象)。住宅ローン控除の額は、次の表で算出した限度額と、所得税の住宅ローン特別控除額のうち所得税から控除しきれなかった額の、いずれか小さい額です。

■住宅ローン控除限度額表

入居した年月	平成21年1月～26年3月	平成26年4月～令和3年12月(●1)	令和4年1月～7年12月(●2 ●3)
控除限度額	所得税の課税総所得金額×5% (最高9万7500円)	所得税の課税総所得金額×7% (最高13万6500円)	所得税の課税総所得金額×5% (最高9万7500円)

●1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。

●2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間内(注文住宅の場合は令和2年10月～3年9月、分譲住宅等は令和2年12月～3年11月)に住宅の取得等に係る契約を行った場合は、●1の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。

●3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローンの対象外となります。

■住宅ローン控除の控除期間表

区分	居住年	控除期間
認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和4年～7年	13年
その他の新築住宅	令和4年～5年	13年
	令和6年～7年	10年
既存住宅	令和4年～7年	10年

*住宅ローン控除の詳細は、国土交通省のホームページを参照



*認定住宅などに関わる国の補助事業の詳細は、経済産業省のホームページを参照



2 住民税の非課税判定における未成年者の年齢引下げ

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税の課税対象の判定において未成年者に当たらないこととなりました。このため、前年中の合計所得金額が45万円を超える場合は課税されます(扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります)。なお、1月1日時点で18歳未満の方(未成年者)は引き続き、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されません。

■未成年者の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度は、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度は、平成17年1月3日以降に生まれた方)

キャッシュレス納付をご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出せずに納付できるキャッシュレス納付をぜひ、ご利用ください。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により収納できる上限金額が異なります。詳細は、各ホームページをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法の詳細
住民税(普通徴収)	▶口座振替 ▶クレジットカード納付 ▶スマートフォン決済アプリ(au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ)	税務課課税係 ☎5608-6133	区ホームページ
住民税(特別徴収)	▶eLTAX電子納税	税務課課税係 ☎5608-6140	
軽自動車税種別割	▶クレジットカード納付 ▶スマートフォン決済アプリ(au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ)	税務課課税係 ☎5608-6134	
所得税 消費税	▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) ▶クレジットカード納付 ▶ダイレクト納付 ▶インターネットバンキング納付 ▶スマホアプリ納付(au PAY、d払い、LINE Pay、PayPay、メルペイ、amazonPay)	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営部門 ☎3614-5231	国税庁のホームページ
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人住民税・法人事業税ほか	▶口座振替 ▶クレジットカード納付 ▶スマートフォン決済アプリ(au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ) ▶ペイジー ▶eLTAX電子納税 *税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局のホームページ

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

【所得税の確定申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方 ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある方 ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方 ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方 ▶ 2か所以上から給与の支払いを受けている方 ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超える方で、申告納税額のある方 など

【贈与税の申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方 ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える方 ▶ 父母等からの住宅取得等資金の特例または相続時精算課税の特例を受ける方(各特例は期限までに申告書の提出が必要) など

【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方 ▶ 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1000万円を超える方 ▶ 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方 ▶ 特定期間(令和3年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える方(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可)

■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(木)～3月15日(水)	3月15日(水)	4月24日(月)
贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)		
個人事業者の消費税	3月31日(金)まで	3月31日(金)	4月27日(木)



確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など

■税理士による無料申告相談「申告書を作成できます」

小規模納税者(所得金額がおおむね300万円以下の方など)・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。令和4年分は、混雑回避のため、オンラインまたは電話での事前申込みを受け付けます。一部、当日入場整理券等の配布を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	事前申込サイト (オンライン)	事前申込専用番号
1月30日(月)・31日(火) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	本所税務署管内 	本所税務署管内 ☎6630-8752
2月1日(水)・2日(木) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ女性センター(押上2-12-7-111)		
2月1日(水)～7日(火) *土・日曜日を除く 【受け付け】午前8時半～午後3時半 【相談】午前9時半～	向島税務署(東向島2-7-14)	向島税務署管内 	向島税務署管内 ☎6630-8753

●みどりコミュニティセンターおよびすみだ女性センターは、駐車・駐輪スペースが少ないため、車・自転車での来場はご遠慮ください。向島税務署は、車での来場はご遠慮ください。

●いずれの会場にも待合室はありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。

【ご注意ください】税理士資格のない「にせ税理士」または「にせ税理士法人」が税務代理を行い、依頼者(納税者)に不測の損害を与えるおそれがあります。ご注意ください。

■申告書作成会場の設置期間・設置場所

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場配布するほか、無料通話アプリ「LINE」による事前発行が可能です。

なお、**当日配布の入場整理券は無料通話アプリ「LINE」による事前発行に比べ、発行枚数が少なくなっております。**ぜひ、無料通話アプリ「LINE」による事前発行をご利用ください。

設置期間	設置場所	時間
2月6日(月)～3月15日(水) *土・日曜日、祝日を除く	本所税務署(業平1-7-2)	【受け付け】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～
2月8日(水)～3月15日(水) *土・日曜日、祝日を除く	向島税務署(東向島2-7-14)	
2月19日(日)・26日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1)	

●申告書等を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)へご提出ください。

オンラインで事前発行

無料通話アプリ「LINE」で国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

●納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

【キャッシュレス納付】納付書不要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

▶ダイレクト納付



▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)



▶インターネットバンキング納付



▶クレジットカード納付



▶スマホアプリ納付



【二次元コード納付】

二次元コードを作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付
*ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、ファミリーマートで利用可能
*納付できる金額は30万円以下



【窓口で現金納付】

金融機関または税務署(税務署での納税は午前9時～午後4時)で納付

【還付金の受け取り】

指定の金融機関への振り込みまたは郵便窓口での受け取り

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「**毎回**」マイナンバーの記載と、**本人確認書類(番号確認書類および本人確認書類)の提示または写しの添付**が必要です。



自動車税種別割・軽自動車税種別割

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)に課税される税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず名義変更等の手続きをしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、4月1日までに廃車の手続きをしないと、令和5年度分の税金が1年分課税されます。手続場所は、右表をご覧ください。

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー・ 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

●自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等は、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)です。

個人事業税の申告

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対して課税される都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。該当業種や税額の計算など、個人事業税に関しては、所管都税事務所へお問い合わせください。

【問合せ】台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1683 *所管区域は台東区・墨田区・葛飾区

税に関するコンクール等受賞者

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 高野佑翔(両国小)	【墨田区長賞】 町田 のん乃(八広小)
【本所税務署長賞】 加藤 詩(柳島小)	【向島税務署長賞】 大原 亜依美(立花吾孺の森小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 松本彩那(小梅小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 田村 湊(隅田小)
【墨田区教育委員会賞】 岡崎 はるか(柳島小)	【墨田区教育委員会賞】 塩野道玄(八広小)
【石川画伯特別賞】 小森 日菜子(小梅小)	【石川画伯特別賞】 上田深琴(八広小)
【本所法人会長賞】 安藤巧真(柳島小)	【向島法人会長賞】 小島菜奈(八広小)
【女性部会長賞】 根岸慧伍(二葉小)	【女性部会長賞】 菅家太一(第一寺島小)
【入選】 渡邊晴空(緑小)、橋本椰咲(緑小)、瀧 汐絵(横川小)、脇坂剛成(錦糸小)、張 瑞佳(菊川小)、下山田 芽生(言問小)、塩原百花(中和小)、佐藤由庵(中和小)、尾崎透真(外手小)、東 琴音(業平小)	【入選】 川村千明(隅田小)、落合美遥(第三吾孺小)、森 舞空(押上小)、佐野祐輝(押上小)、星野優和(第二寺島小)、吉本優希(立花吾孺の森小)、吉原真凛(八広小)、齊藤大誠(八広小)、細田亜美(八広小)、井口莉杏(八広小)

小・中学生の「税の標語」受賞者

本所・向島間税会では、次世代を担う区内の小・中学校を対象に「税の標語」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所間税会	向島間税会
【全国間税会総連合会入選】 工藤大和(両国中)	【全国間税会総連合会入選】 神村那琉(吾孺第二中)
【東京国税局間税会連合会入選】 横山雪乃(菊川小)	【東京国税局間税会連合会入選】 内波 文(寺島中)
【本所間税会会長賞】 久負 堯之助(両国中)	【向島間税会会長賞】 坂口穂奈(寺島中)
【本所税務署長賞】 井上莉望(墨田中)	【向島税務署長賞】 安田莉奈(東吾孺小)

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【公益財団法人全国法人会総連合会長賞】 立花綺杏(日大一中)	
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞】 濱田慶太(都立両国高附属中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 井上 梓(寺島中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 成田日和(豎川中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 庄司琴美(吾孺立花中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 神原 匠(墨田中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 服部真凛(桜堤中)、松島 鈴(文花中)
【本所税務署長賞】 榎本志歩(両国中)、宋 怡然(本所中)	【向島税務署長賞】 林 真羽(吾孺立花中)、駿河梨理(文花中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 羽賀茉南(都立両国高附属中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 神村那琉(吾孺第二中)
【墨田区長賞】 佐藤音寧(豎川中)	【墨田区長賞】 須永 ゆいの(寺島中)
【東京税理士会本所支部支部長賞】 谷本杏菜(安田学園中)	【東京税理士会向島支部支部長賞】 木村太幹(吾孺第二中)
【一般社団法人本所青色申告会理事賞】 真壁杏奈(両国中)	
【公益社団法人本所法人会会長賞】 三瓶紗香(日大一中)	
【本所間税会会長賞】 杉岡朋香(安田学園中)	
【東京小売酒販組合本所支部支部長賞】 岩田 樹(錦糸中)	
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 市原実柚(日大一中)、遠藤陽奈(日大一中)、大澤壮文(都立両国高附属中)、岡 なつみ(安田学園中)、鈴置真理(本所中)、田中 杏(錦糸中)、筒井巴葉(安田学園中)、富澤 ソー芽咲(都立両国高附属中)、松井優芽(墨田中)、三木智慧(日大一中)、皆川唯楓(両国中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 玉手夏千(桜堤中)



税についての問合せ先

■区税(住民税、軽自動車税種別割など)

税務課(区役所2階)

- ▶納付方法(口座振替、スマートフォン決済アプリ)等 ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
- ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)

■国税(所得税、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231
- *確定申告に関する相談は、自動音声に従って「0」を選択

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人都民税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ
- *いずれも受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)